平成２６年（フ）第１０５９号
埼玉県加須市睦町２丁目２番10号、旧住所埼玉県加須市久下４丁目４番地３
債務者　服部　　隆
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１２２号
さいたま市北区日進町２丁目1732番地１　第三不動コーポ201
債務者　加藤　英樹
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４６４号
埼玉県越谷市東大沢３丁目23番地１　グレースカーレット106
債務者　鎌田美喜子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４６７号
埼玉県春日部市米島903番地５
債務者　里　　博文
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２８９号
埼玉県熊谷市万吉825番地
債務者　松本　　薫
1　決定年月日時　平成26年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第４７０号
千葉市緑区おゆみ野１丁目25番地２　県営住宅Ｅ－２棟232号
債務者　大野　　恵
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５６８号
千葉県習志野市藤崎６丁目４番32号
債務者　中上　聡子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６４７号
千葉県市川市新浜１丁目17番１号　第５早川ハウス105号
債務者　木村　和史
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６８８号
千葉市花見川区長作町1261番地５　フェニックス斉藤103号
債務者　佐々木　亮
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７３４号
千葉県市川市鬼高２丁目23番８号
債務者　赤津　美希
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７５２号
千葉県浦安市北栄２丁目19番30号
債務者　丹治久美子
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７７７号
千葉県市原市岩崎２丁目18番地３
債務者　下村　　操
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８１２号
千葉県市原市山倉429番地２
債務者　小池　克彦
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８１７号
千葉県船橋市宮本４丁目13番８号　堀尾ビレッヂ204号
債務者　遠山　えり
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８２０号
千葉県習志野市藤崎４丁目15番15号　サンシティムツミ202号
債務者　蜂屋　絹子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８３４号
千葉県市原市東五所21番地６　スカイバード203
債務者　岡地　伸夫
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８４５号
千葉県市川市国分１丁目２番３号
債務者　上村　玲子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２２７号
千葉県印西市原４丁目１番地１棟203号
債務者　本田　明子
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで千葉地方裁判所佐倉支部